

## 子ども・子育て支援金の税率について

## 子ども・子育て支援金の概要

### (1) 子ども・子育て支援金について

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業から支援金を拠出し、それにより子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、令和8年4月分から既存の国保税と合わせて賦課される。

※子ども・子育て支援金充当事業

- ・ 児童手当の拡充
- ・ 育児時短就業給付
- ・ 育児期間の国民年金保険料免除
- ・ 妊婦のための支援給付
- ・ 出生後休業支援給付
- ・ こども誰でも通園制度

## 税の構成および標準保険税率について

### (1) 賦課区分

医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分で構成されていたが、令和8年度より子ども・子育て支援金分も合わせて賦課される。

- ・ **医療分**：医療費に充てられる。
- ・ **後期高齢者支援分**：後期高齢者支援制度への支援金（現役世代の負担）。
- ・ **介護分**：介護保険への納付金に充てられる（40歳から64歳対象）。
- ・ **子ども・子育て支援金分**：子ども・子育てに関する事業に充てられる。

### (2) 標準保険税率について

県は、各市町村の被保険者の所得状況及び18歳以上の被保険者数に応じて納付金を割り当てる。また、これに併せて納付に必要な「標準保険税率」を算定し、各市町村へ示すこととなっている。

(3) 子ども・子育て支援金の遠賀郡内納付金と標準保険税率について

町名	納付金額	標準保険税率		
		所得割	均等割	平等割
遠賀町	10,292,721円	0.26%	1,074円	1,005円
水巻町	15,334,623円	0.27%	1,088円	1,028円
岡垣町	16,436,347円	0.27%	1,100円	1,023円
芦屋町	6,792,598円	0.27%	1,102円	1,027円

## 令和8年度改正案

### (1) 令和7年度標準保険税率と同率を賦課する(案1)

県より示される最新の標準保険税率と同率を賦課する。

	所得割	均等割	平等割
令和7年度標準保険税率(案①)	0.27%	1,102円	1,027円

#### 年額で約 5,409 千円増額の見込み

##### ○今後の方針

毎年最新の標準保険税率にて税率を改正する。

### (2) 令和7年度標準保険税率から減額して賦課する(案2)

令和8年度国保税改正（医療分・後期高齢者支援分・介護分）では、基準となる標準保険税率から平均して所得割11%、均等割21%、平等割18%を減額した税率で賦課することが決定されている。これを踏まえ子育て支援金分についても同様に賦課する。

※基準となる標準保険税率とは令和5年度から7年度までの標準保険税率の平均。

	所得割	均等割	平等割
令和7年度標準保険税率	0.27%	1,102円	1,027円
軽減率・額	▲0.03%	▲231円	▲185円
案②(10円単位四捨五入)	0.24%	900円	800円

#### 年額で約 4,599 千円増額の見込み

##### ○今後の方針

基準となる標準保険税率を平準化（令和7年度を始期とし、最新の標準保険税率までの平均）し、2年に1度税率を改正する。なお、医療分・後期高齢者支援分・介護分と同様、令和12年度に県の標準保険税率との整合を図る。

## 世帯・所得構成ごとの税額

### (1) 令和7年度標準保険税率と同額を賦課する(案1)

区分等		所得0円		所得50万円		所得150万円		所得250万円	
		世帯/年	世帯/月	世帯/年	世帯/月	世帯/年	世帯/月	世帯/年	世帯/月
1人世帯	19歳以上	2,129	177	2,318	193	5,018	418	7,718	643
2人世帯	19歳以上2人	3,231	269	3,420	285	6,120	510	8,820	735
4人世帯	19歳以上3人 18歳以下1人	4,333	361	4,522	377	7,222	602	9,922	827

※シミュレーションには低所得者への軽減措置は反映していない。

### (2) 令和7年度標準保険税率から減額して賦課する(案2)

区分等		所得0円		所得50万円		所得150万円		所得250万円	
		世帯/年	世帯/月	世帯/年	世帯/月	世帯/年	世帯/月	世帯/年	世帯/月
1人世帯	19歳以上	1,713	143	1,881	157	4,281	357	6,681	557
2人世帯	19歳以上2人	2,584	215	2,752	229	5,152	429	7,552	629
4人世帯	19歳以上3人 18歳以下1人	3,455	288	3,623	302	6,023	502	8,423	702

※シミュレーションには低所得者への軽減措置は反映していない。

## こども・子育て支援金の軽減制度

### (1) 低所得者世帯に対する軽減制度

医療分・後期高齢者支援分・介護分と同様、低所得者に対しては軽減措置を講じることとなっており、世帯の国民健康保険加入者数と加入者の所得金額が法令で定められた基準を下回る世帯については、応益割（均等割・平等割）額の7割、5割、2割を軽減する。

### (2) 18歳未満のこどもに対する軽減措置

本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減措置が講じられる。

## モデルケースでの保険税計算例(年額)

### (1) 7割軽減世帯

①世帯員数:1名 年齢構成:60歳 世帯所得:0万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	0	331	308	639
案2	0	261	253	514

②世帯員数:2名 年齢構成:45歳41歳 世帯所得:40万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	0	661	308	969
案2	0	523	253	776

### (2) 5割軽減世帯

①世帯員数:1名 年齢構成:60歳 世帯所得:70万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	729	551	514	1,794
案2	648	436	421	1,505

②世帯員数:2名 年齢構成:45歳41歳 世帯所得:70万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	729	1,102	514	2,345
案2	648	871	421	1,940

### (3) 2割軽減世帯

①世帯員数:1名 年齢構成:60歳 世帯所得:90万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	1,269	882	822	2,973
案2	1,128	697	674	2,499

②世帯員数:2名 年齢構成:45歳41歳 世帯所得:150万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	2,889	1,763	822	5,474
案2	2,568	1,394	674	4,636

### (4) 軽減なし世帯

①世帯員数:1名 年齢構成:60歳 世帯所得:100万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	1,539	1,102	1,027	3,668
案2	1,368	871	842	3,081

②世帯員数:2名 年齢構成:45歳41歳 世帯所得:200万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	4,239	2,204	1,027	7,470
案2	3,768	1,742	842	6,352

③世帯員数:3名 年齢構成:32歳30歳5歳 世帯所得:350万円

	所得割	均等割	平等割	合計
案1	8,289	2,204	1,027	11,520
案2	7,368	1,742	842	9,952